第五十七条第一項中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九条とする。

第五十六条第一項中「第十七条第一項第五号」の下に「又は第六号」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「機構」に、「第六十五条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、「団体署名検証者」の下に「並びに利用者証明検証者（行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。）」を加え、同条を第六十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（手数料）

第六十七条　機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一　第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務

二　第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務

三　第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

四　第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務

五　第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務

六　第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務

七　第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

2　機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3　機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

（機構がした処分等に係る不服申立て）

第六十八条　機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第五十五条中「地方公共団体」及び「都道府県」を「機構」に、「利用者」を「署名利用者及び利用者証明利用者」に改め、同条を第六十五条とする。

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

第三十三条を削る。

第三十二条中「都道府県知事」及び「当該都道府県」を「機構」に改め、第三章中同条を第六十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等）

第六十三条　機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明検証者以外の者は、何人も、業として、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の記録されたデータベース（自己以外の者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号を含む当該自己以外の者に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

2　総務大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3　総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第六十四条　総務大臣は、前条第二項又は第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第一項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十一条中「都道府県知事」を「機構」に、「第二十九条第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条を第六十一条とする。

第三十条第二項中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開示の手数料）

第六十条　機構は、第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第二十九条中「都道府県知事」を「機構」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十八条の見出し中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第一項中「委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第二項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務）

第五十七条　利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第二十七条第一項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条第二項中「から」を「から」に、「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、「電子計算機処理等の委託」の下に「（二以上の段階にわたる委託を含む。）」を加え、同条第三項中「失効情報等」を「署名用電子証明書失効情報等」に改め、同条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務等）

第五十五条　受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2　利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。